

令和4年1月13日

市小中学校
保護者の皆様へ

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
〈公印省略〉

臨時休業延長とオンライン授業の実施について（お知らせ）

時下、平素より本市の感染症対策へのご理解とご協力に感謝申し上げます。
さて、県内で新型コロナウイルスの感染が依然として続いている状況です。これを踏まえ市内の小中学校について下記の通り臨時休業の延長を行います。
これにともない児童生徒の安心・安全と学びの保障を確保するため各学校の実態の応じた方法でオンライン授業および課題学習を進めます。
引き続きの対応で、ご家庭へご負担をおかけしますが、早期の収束に向け本措置へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 期間

- ・令和4年1月17日（月）～21日（金） 臨時休業の延長

- ※「午前」は「オンライン授業」、「午後」は「課題学習等」を実施します。
その他の詳細については各学校よりお知らせします。
- ※中学3年生については、各学校から連絡を受けてご対応をお願いします。

2 休業延長の理由

- ・県内及び市内での感染拡大抑制のため。

3 その他

- ・休業中の児童生徒は、原則自宅待機です。不要不急の外出の自粛を徹底してください。
- ・中学校の部活動、小学校スポーツ少年団の活動は、引き続き停止とします。
- ・児童生徒が濃厚接触者・接触者となった場合、速やかに学校へご連絡ください。
- ・発熱や風邪症状がある場合、医療機関の受診をお願いいたします。
- ・「糸満市立学校感染防止対策ガイドライン」及び各学校のガイドラインに沿って感染防止対策の徹底をお願いいたします。

4. いじめ・誹謗中傷の防止について

- ・感染者や濃厚接触者等に対する不当な差別や偏見などは、決して許されません。
- ・正確な情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

本件の問い合わせ 糸満市教育委員会学校教育課 TEL 098-840-8165

市立小中学校
保護者の皆様へ

令和4年1月13日

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
(公印省略)

オンライン授業にともなう児童生徒の「特別出校」対象の追加について(お知らせ)

平素より本市の新型コロナウイルス感染症防止対策に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地域の新型コロナウイルス感染症の深刻な状況が続いていることを踏まえ、市立小中学校では臨時休業の延長とオンライン授業を進めることとなりました。

これにともない、現在「医療従事者家庭」を対象に行っている「特別出校」受入を、家庭に Wi-Fi 等の ICT 環境がなくオンライン授業に参加できない児童生徒を対象に「追加受入」を行います。

なお、特別出校の申込に際しては臨時休業の趣旨を踏まえ、下記の内容をご確認の上、直接学校へお申し込みください。

あくまで、緊急的措置ですので、できるだけ各家庭で「安全確保」をしていただくようご理解とご協力をお願いします。

記

1 「特別出校」対象を追加する児童生徒

下記の条件をすべて満たす児童生徒

- (1) 家庭に Wi-Fi 等の ICT 環境がなくオンライン授業へ参加できない児童生徒
- (2) 家族に体調不良者がいない者。

※家族に発熱等の体調不良がある場合は受入をお断りさせていただきます。

- (3) 小学生については、安全確保のため、登下校時の保護者等による送迎ができる方。
(登校時の受け入れ・下校時の引き渡しは学校職員と直接行ってください。)

※ 特別出校は日本スポーツ振興センター災害給付の対象外となります。

2 受入期間

・令和4年1月17日(月)～21日(金)

3 受入時間

・8:15～13:30まで ※ オンライン授業実施時間のみの受入可能

4 申込方法

- ・事前に学校へ連絡し、受入の可否を確認ください。
- ・受入許可を得た後、初日のみ学校で「特別出校申込書」を記入し提出してください。

5 活動内容

・オンライン授業へ参加しての学習

《 本件の問い合わせは、各学校へお願いいたします。 》